

平成 2 2 年

8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会  
会 議 録

開会：平成 2 2 年 8 月 2 5 日

閉会：平成 2 2 年 8 月 2 5 日

会期：1 日

彦根愛知犬上広域行政組合議会

平成 2 2 年 8 月 彦根 愛知 犬上 広域 行政 組合 議会 定例 会 議 録 目 次

平成 2 2 年 8 月 2 5 日 (水)

◆ 議事日程	1
◆ 本日の会議に付した事件	1
◆ 会議に出席した議員	2
◆ 会議に欠席した議員	2
◆ 議場に出席した説明員	2
◆ 議事次第	
◇ 議席の指定	8
◇ 会議録署名議員の指名	8
◇ 会期の決定	8
◇ 議案第 1 0 号 上程	8
◇ 質疑	1 7
◇ 討論	2 2
◇ 採決	2 2
◇ 議案第 1 1 号 上程	2 2
◇ 質疑	2 3
◇ 討論	2 3
◇ 採決	2 3
◇ 議案第 1 2 号 上程	2 4
◇ 質疑	2 4
◇ 討論	2 8
◇ 採決	2 9
◇ 議案第 1 3 号 上程	2 9
◇ 質疑	3 1
◇ 討論	3 1
◇ 採決	3 1
◇ 議案第 1 4 号 上程	3 1

◇質疑	3 2
◇討論	3 2
◇採決	3 2

◇會議案第 3 号上程	3 2
◇質疑	3 3
◇討論	3 6
◇採決	3 6

◇一般質問（8 番 今村恵美子 議員）	3 7
---------------------	-----

# 平成22年8月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録

平成22年8月25日（水）

## ◆ 議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第10号上程
- 第5 議案第11号上程
- 第6 議案第12号上程
- 第7 議案第13号上程
- 第8 議案第14号上程
- 第9 会議案第3号（追加議案）

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 選挙第10号  
平成21年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算  
の認定について
- 日程第5 議案第11号  
彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例案
- 日程第6 議案第12号  
彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例  
の一部を改正する条例案
- 日程第7 議案第13号  
平成22年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第  
2号）
- 日程第8 議案第14号

彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求め  
ることについて

日程第9 会議案第3号

彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規  
則案

◆会議に出席した議員（12名）

1番	木村 修	議員	2番	成宮 祐二	議員
3番	谷川 利治	議員	6番	西澤 伸明	議員
7番	北川 久二	議員	8番	今村恵美子	議員
10番	田島 茂洋	議員	11番	徳永ひで子	議員
13番	西川 正義	議員	16番	松本 忠男	議員
17番	辰己 保	議員	19番	伊谷 正昭	議員

◆会議に欠席した議員（7名）

4番	北川 和利	議員	5番	赤井 康彦	議員
9番	小川喜三郎	議員	12番	北村 收	議員
14番	馬場 和子	議員	15番	夏川嘉一郎	議員
18番	西澤久仁雄	議員			

◆会議に出席した事務局職員

事務局長	大塚 敬一	書記	小椋 恭子
書記	高橋 大		

◆議場に出席した説明員

管理者	獅山 向洋	副管理者	村西 俊雄
副管理者	伊藤 定勉	副管理者	北川 豊昭
副管理者	久保 久良	副管理者	松田 一義
会計管理者	山田 茂生		
総務課長	馬場 敬人	建設推進室長	宮本 守

◆議場に欠席した説明員（0名）

◆議事内容

平成22年8月定例会

午後2時05分

【開会】

議長 皆さん、お待たせしました。今日は大変お忙しい中、またお暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定例会の開会に先立ちまして若干前にお時間をいただき、全員協議会を行います。

このたび改選によりまして、当組合議員の異動がありましたので、事務局から報告させます。

事務局長 失礼いたします。事務局長の大塚でございます。

それでは報告をさせていただきます前に、本日の本会議に5番赤井康彦議員、9番小川喜三郎議員、15番夏川嘉一郎議員、18番西澤久仁雄議員と彦根市選出 北村收議員の欠席と4番北川和利議員の遅刻の届出を受けておりますことをまず報告させていただきます。次に、このたび改選によりまして、彦根市議会から新たに2名の方が組合規約第5条第4項の規定に基づき、彦根市議会から報告がありましたので、議員のご紹介を申し上げます。田島 茂洋さん、北村 收さんです。この2名の方が当組合の議員として就任されました。本日、田島議員が出席いただいておりますのでごあいさつをお願いいたします。

田島議員 彦根市議会の田島です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

今回就任されました方々の仮議席につきましては、ただいま着席の議席といたします。

次に、本年3月から新しい組合組織となり、より合理的で能率的な議会運営を図るため、4月の臨時議会の状況を踏まえ、構成市町から代表者を選出いただき、議会会議のルールづくりの検討委員会を2回にわた

り開催し、見直し等の検討をお願いしました。このことにつきまして、事務局から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。申し遅れましたが、今日暑い中でございますし、今すでに私も含めてですがエコスタイルでやっておりますので、ご自由に上着は脱いでいただいてもよいと思います。

事務局長

平成 22 年 5 月 12 日付け文書によりまして、成宮議長から構成 1 市 4 町の議会議長に、当組合議会会議規則等点検・見直し案検討委員の選出についての依頼をされ、彦根市議会から田島茂洋議員、北村收議員、夏川嘉一郎議員、愛荘町議会から辰己保議員、豊郷町議会から今村恵美子議員、甲良町議会から西澤伸明議員、多賀町議会から北川久二議員の報告をいただきました。

7 月 15 日と 29 日の 2 日にわたり、成宮議長、谷川副議長に加え、報告をいただいた 7 名の議員の方々 9 名により会議が持たれました。

各議員から多くの意見をお出しいただき、議論をいただく中でおまとめいただきました当組合議会会議規則案の改正概要について報告させていただきます。

当組合議会会議規則のうち、発言を規定する第 14 条、発言の方法を規定する第 15 条、一般質問を規定する第 17 条と、規定のない議会運営委員会について検討がなされました。

「第 14 条 発言は、すべて議長の許可を得た後、自席においてしなければならない。」

につきましては、議員数が 13 名から 19 名となり、議場も紫雲苑会議室から豊栄のさと視聴覚室と部屋が大きくなり、発言者の発言内容が聞き取れなくなる恐れがあることから、自席での発言について検討されたものであります。議場の設備的制約がある中で、次の 15 条、17 条にも関係いたしますが、発言者の順番が事前にわかっているのであれば、発言者の手元にマイクが届くのを待って自席で発言するほうが、一々登壇して発言するよりも効率的な質疑が図れるとのことから、第 14 条は見直さないこととなりました。

「第 15 条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名または番号を告げ議長の許可を得なければならない。

2 2 人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手したと認められた者から指名して発言させる。」

「第 17 条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問

することができる。」

につきましては、新たに当組合で共同処理する事務が加わり、当議会の議論も今まで以上に活発化が予想される中で、議員が求める質問に対して、当局がよりの確に答え、簡潔で速やかな議会運営を図るために、発言通告書の採用について検討されたものあります。

議案質疑につきましては、議会開会通知に同封して提出議案書や概要書が事務局から送付される中、よりしっかりした当局の答弁を求めるために、平成 17 年 8 月当組合議会定例会の議長提案で合意されて運用されてきました発言通告書について、当組合議会会議規則に明記するとともに、発言通告書の様式を一部変更することとなりました。後ほど説明いたします組合議会会議規則第 35 条に関係してきますが、提出予定議案等によっては、今後質問締切日前の全員協議会での当局からの事前説明も考えられるところであります。

なお、議案質疑後の討論につきましては、発言通告書の採用はしないこととなりました。

また、提出議案については、当局も一定資料を準備して議会に臨んでおり、構成市町議会においても、議案を付託された委員会においては、事前通告なしに質疑が行われていること、また、本会議の質疑・討論において、発言通告書を採用している彦根市議会においても、議会会議規則には、発言の通告をしない者の発言の規定を設けていることを踏まえ、本会議のみの当組合議会では、質疑の事前通告を前提として、通告しない者の発言の規定も設けることとなりました。

次に、定例議会における一般質問については、答弁には資料等の準備も必要であり、構成市町全てにおいて、議会会議規則に発言通告書規定を設けていることから、発言通告書を議会会議規則に明記することとなりました。

具体的には、第 15 条は全面改正し、見出しの「発言の方法」を「発言の通告および順序」とし、第 15 条第 1 項で「会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。」、同条第 2 項で「質疑の発言通告書には、その要旨を記載するものとする。」、同条第 3 項で「発言の順序は、議長が決める。」、同条第 4 項で「発言の通告をした者が欠席したとき、発言の順位に当たっても発言し



ないとき、または議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。」となりました。

続いての条に、見出しを「発言の通告をしない者の発言」とする第15条の2を新たに設け、第15条の2第1項で「発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。」、同条第2項で「発言の通告をしない者が発言しようとするときは、挙手して「議長」と呼び、自己の氏名または番号を告げ、議長の許可を得なければならない。」、同条第3項で「2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手したと認めた者から指名して発言させる。」となりました。

次に、一般質問について規定している第17条に第17条の第2項として「質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。」との1項が加えられました。

次に、地方自治法第100条第12項「議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる。」との規定に基づき、議長、副議長に加え、彦根市議会選出議員から3名、愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町選出議員から各1名の9名で構成する、議会の運営に関する協議または調整を行うことを目的とした「議会運営代表者会議」と、組合全議員で構成し、定例会および臨時会における提出予定議案等の概要について、必要に応じ理事者から説明を受けるとともに、議会の運営に関し、議員間の意見の調整を図るほか、行政上の重要な課題について協議調整を行うことを目的とした「全員協議会」設置について、補則規定の前の条となります第35条に「協議または調整を行うための場」としての規定を新たに明記することとなりました。

なお、「議会運営代表者会議」、「全員協議会」の招集権者は「議長」となっています。

以上が議会会議規則改正にかかる分で、本日の全員協議会で合意いただきましたら、彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案を、田島茂洋議員、辰己保議員、今村恵美子議員、西澤伸明議員、北川久二議員を提案者とする議員提案を追加議案として本日の定例議会で審議いただき、承認いただきますと、次回の組合議会から適用されることとなります。

なお、今議会におきましても、平成 17 年 8 月定例議会における合意により運用いたしております、議案に同封しております発言通告書について、その様式を今回の改正に合わせる形とさせていただきますことを申し添えまして、改正概要の説明とさせていただきます。

議 長 口頭でございましたが、ただいまの事務局の説明に対し、何か質疑等はありませんか。

議 長 それでは、いまの説明でご理解いただいたものとさせていただきます。

それでは、ただ今ご協議いただきました「議会会議規則の一部改正」に関しまして、全議員みなさんの共通理解をいただきましたので、議案としてあげさせていただくことといたしますので、よろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして、全員協議会を終わります。次に管理者よりごあいさつをお願いいたします。

管 理 者 こんには、8 月定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から当組合の管理運営に格別のご支援、またはご理解を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ご承知のとおり、この度当組合は、愛荘町にもお入りいただきまして、本当に新しい組合の組織となりました。また、先の 4 月臨時議会から議会体制や議場も変わりましたことから、ただ今お話がございましたように今後の議会運営に関し、いろいろご議論をいただきまして、ルールづくりをしていただきました。ルールづくりをしていただいた方に心から敬意を表し、また感謝を申し上げます。

さて、今定例会は、「平成 21 年度一般会計決算の認定」、「職員の給与に関する条例の一部改正案」、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正案」、「平成 22 年度一般会計補正予算」、および「識見者の監査委員の選任同意」につきましての案件を上程させていただきます。どうか貴重なご審議を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、甚だ簡単ではございますが、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうかよろしくお願ひ申し上げます。

午後 2 時 19 分 開会

議 長 ありがとうございます。ただいまから、平成 22 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。ただいまの出席議員は 12 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 22 年 8 月定例会は成立をいたしました。直ちに本日の会議を開きます。

【議席の指定】

議 長 日程第 1、新たに就任いただきました議員の議席の指定を行います。議席はただ今ご着席の議席といたします。

【会議録署名議員の指名】

議 長 日程第 2、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、16 番 松本忠男さん、17 番 辰己保さんを指名いたします。

【会期の決定】

議 長 日程第 3、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。今期定例会の会期は本日 1 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

【議案第 10 号上程】

議 長 日程第 4、議案第 10 号「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定を求めることについて」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管 理 者 議案第 10 号「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について」の議題の概要について、ご説明いたします。なお、後ほど詳しくは事務局の方から説明させます。

財政状況の厳しい折、予算執行には十分留意して、極力経費の節減に努めました。その結果、平成 21 年度一般会計歳入歳出におきましては、予算総額 463,585,000 円に対しまして、歳入決算額 464,705,854 円、歳出決算額 447,128,620 円ございまして、歳入歳出差引額

17,577,234 円となりました。

なお、去る 7 月 16 日に、当組合監査委員による決算審査を実施していただきまして、「各数値等については、適正である。」との審査意見をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 それでは、お手元の「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算書」によりまして、決算の内容をご説明させていただきます。

まず、1 ページを、お開き願ひます。歳入および歳出予算額 463,585,000 円に対しまして、歳入決算額 464,705,854 円、歳出決算額 447,128,620 円でございます、繰越明許費等はございませんので、差し引き残額が実質収支額となりまして、17,577,234 円となりました。2 ページを、お開き願ひます。歳入の総括でございます。一番下の歳入合計欄をご覧ください。予算現額および調定額、収入済額につきましては、1 ページの各数値と同様ですが、予算現額と収入済額との比較といたしまして、1,120,854 円多く収入いたしました。3 ページを、お開き願ひます。歳出の総括でございます。一番下の歳出合計欄をご覧ください。予算現額および支出済額につきましては、1 ページの各数値と同様ですが、予算現額と支出済額との比較といたしまして、16,456,380 円の不要額となりました。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細によりその詳細をご説明させていただきます。5 ページをお開き願ひます。歳入の内訳明細でございます。第 1 款「分担金及び負担金」は、組合規約第 12 条第 2 項の規定によりまして、管理運営経費および起債償還分を構成団体に按分いたしまして、所用額の 2 割を均等割、残り 8 割を人口割として積算し、右から 4 欄目・収入済額の欄でございますが、合計で 423,426,000 円をご負担いただき、収入いたしました。第 1 項「分担金」および第 2 項「負担金」につきましては、各市町別の内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。第 2 款「使用料及び手数料」は、29,370,320 円を収入いたしました。第 1 項「使用料」第 1 目「衛生使用料」第 1 節「斎場使用料」につきましては、人体、動物の火葬

で合計 2,515 件を取扱いいたしまして、24,605,000 円を収入しました。6 ページにお移りいただきまして、第 2 節「投棄場使用料」につきましては、有料廃棄物のごみを 595,665kg 埋立処理しまして、4,765,320 円を収入しました。内訳は、それぞれ備考欄のとおりでございます。

次に、第 3 款「財産収入」は、673,680 円を収入いたしました。第 1 項「財産運用収入」につきましては、備考欄に記載の 4 つの各基金の定期預金の利息で 516,180 円を収入しました。第 2 項「財産売却収入」につきましては、中山投棄場の重機（油圧ショベル）を入札により売却し、157,500 円を収入しました。第 4 款「繰入金」は、「退職手当基金繰入金」の存目として 1,000 円を計上いたしておりますが、該当者はなく、取崩しておりません。第 5 款「繰越金」は、前年度（平成 20 年度）からの繰越金で 11,141,407 円を収入しました。7 ページをお開き願います。第 6 款「諸収入」は、94,447 円を収入いたしました。第 1 項「預金利子」は、一時預り金口座等の利息で 938 円を収入しました。第 2 項「雑入」は、備考欄に記載の内訳のとおり骨箱売却、自動販売機設置料等で合計 93,509 円を収入しました。

以上が、歳入の決算でございまして、予算額 463,585,000 円に対しまして、歳入総額 464,705,854 円、執行率 100.24%となりました。

次に、歳出の事項別明細をご説明させていただきます。8 ページをお開き願います。第 1 款「議会費」は、議会運営に要した費用で、内訳としましては、第 9 節「旅費」のみでございまして、8 月と 2 月の定例会、5 月と 11 月の臨時会の計 4 回分の議員費用弁償として 100,000 円を支出しました。第 2 款「衛生費」は、組合の管理運営に係る経費で、予算現額 236,468,106 円に対しまして、221,073,753 円を支出しました。不要額は、15,394,353 円でありました。第 1 項「衛生管理費」、第 1 目「一般管理費」は、組合運営に要しました人件費および事務局・総務課の事務経費でありまして、予算現額 97,228,106 円に対しまして、95,593,692 円を支出しました。不要額は、1,634,414 円でありました。内訳としまして、第 1 節「報酬」は、監査委員さんの報酬で 168,000 円を支出しました。第 2 節「給料」および第 3 節「職員手当」は、プロパー職員 8 名および市派遣職員 3

名の計 11 名分、ただし、内 1 名分は建設推進室に係る 3 月の 1 箇月分のみとなりますが、「給料」については 37,226,069 円、「職員手当」については、期末勤勉、時間外手当等で 31,313,088 円を支出いたしました。第 4 節「共済費」は、プロパー職員 8 名、市派遣職員 3 名、嘱託職員 1 名および臨時職員 3 名の合計 15 名に係ります、市町村職員共済組合費、社会保険料等で 12,564,806 円を支出しました。第 5 節「災害補償費」は、存目として 1,000 円を計上してはいましたが、支出はございません。

次に、9 ページをお開き願います。第 7 節「賃金」は、投棄場場長の嘱託職員 1 名、斎場の臨時職員 2 名、投棄場の臨時職員 1 名の計 4 名分で 9,003,065 円を支出しました。第 8 節「報償費」は、職員採用試験の実施に当たり、彦根市立西中学校を借用し、学校出務者への謝礼の図書カードとして 5,000 円を支出しました。第 9 節「旅費」は、県および共済組合主催によります会議等への出張旅費で、25,220 円を支出しました。第 10 節「交際費」は、管理者交際費として弔慰金 2 件で 20,000 円を支出しました。第 11 節「需用費」は、事務局の事務用品やコピーカウンター料等に係る消耗品費、公用車ガソリン代に係る燃料費、会議・来客用茶葉に係る食糧費、印刷物に係る印刷製本費、また 3 月に事務局の事務所を移転したことに伴います電話・インターネット回線の接続修理等に係る修繕料で、合計で 1,871,222 円を支出しました。第 12 節「役務費」は、事務局の電話代、インターネット使用料、建物・自動車保険料、組合名称の変更登記手数料で 540,156 円を支出しました。第 13 節「委託料」は、共済組合への職員健康診断の委託、生活害虫駆除委託、職員採用試験問題作成等委託、プリンター保守点検委託で 250,106 円を支出しました。第 14 節「使用料及び賃借料」は、事務局のコピー、ファックスのリース料、インターネット接続機器リース料、また豊栄のさとの事務所使用料等で 278,668 円を支出しました。第 18 節「備品購入費」は、シュレッターの購入、また 3 月から新組合へ移行し、事務所が移転したことや総務課職員の増員対応としまして、公印、耐火金庫、事務デスク、冷蔵庫、ノート型パソコン等の購入で、620,402 円を支出しました。

10 ページに移っていただき、第 19 節「負担金補助及び交付金」は、社会保険協会費、市派遣職員退職手当組合負担金、組合の職員互助

会への補助金で 1,707,890 円を支出しました。第 22 節「補償補填及び賠償金」は、存目として 1,000 円を計上しておりましたが、支出はございません。次に、第 2 目「財政調整基金」は、前年度繰越金からの 9,641,000 円の積立と、定期預金の利息分で合計 9,651,785 円を積立てました。第 3 目「投棄場重機・施設整備基金」は、歳入でご説明させていただいた中山投棄場の重機（油圧ショベル）の売却収入の 157,500 円の積立と、定期預金の利息分で合計 331,454 円を積立てました。第 4 目「斎場施設整備基金」は、定期預金の利息分で 161,586 円を積立てました。第 5 目「退職手当基金」は、プロパー職員 8 名分に係ります、滋賀県町村職員退職手当組合により定められた率（150/1000）で算出した額の積立分と、定期預金の利息分を合わせ 4,189,371 円を積立てました。次に、第 2 項「保健衛生費」、第 1 目「斎場管理費」は、火葬場の運営・維持管理に要した経費でありまして、予算額 26,149,000 円に対しまして、23,510,948 円を支出しました。不要額は、2,638,052 円でありました。内訳としまして、第 11 節「需用費」は、火葬時に使用しますローソク、お香、五徳等の消耗品費、灯油等に係る燃料費、電気、水道等に係る光熱水費、火葬炉の経年劣化に伴う補修（昭和 60 年供用開始以来 24 年間の稼働）に係る修繕費などで、合計 20,058,368 円を支出しました。内訳は、備考欄のとおりでございます。11 ページをお開き願います。第 13 節「委託料」は、火葬場の施設・設備の法定点検および施設管理に関し、必要となる業務委託を行いまして 3,452,580 円を支出しました。内訳は、備考欄のとおりでございます。次に、第 3 項「清掃費」につきまして、まず、第 1 目「投棄場管理費」は、中山投棄場および日夏投棄場の運営・維持管理に要する費用で、予算額 98,262,000 円に対しまして、87,204,517 円を支出しました。不要額は、11,057,483 円でございます。内訳としまして、第 4 節「共済費」は、中山投棄場の臨時職員の労災保険料で 110,409 円を支出しました。第 7 節「賃金」は、中山投棄場の搬入物検査員および宿日直従事者の賃金で 8,197,100 円を支出しました。12 ページをお開き願います。第 8 節「報償費」は、投棄場建設時における地元との協定に基づく地元協力感謝金で 2,850,000 円を支払いました。内訳につきましては、鳥居本学区自治連合会へ 1,200,000 円、中山町中山

自治会へ 600,000 円、三津屋町自治会へ 1,000,000 円、三津屋町農業組合へ河川清掃費として 50,000 円でございます。第 9 節「旅費」は、関係機関会議、技術管理者講習会への出張旅費で 16,420 円を支出しました。第 11 節「需用費」は、投棄場の事務用品や浸出水処理用薬品等に係る消耗品費、重機等の燃料費、会議・来客用茶葉に係る食糧費、電気・水道等に係る光熱水費、印刷物に係る印刷製本費、浸出水処理設備と重機の経年劣化に伴う補修に係る修繕料で、合計で 32,629,746 円を支出しました。内訳は、備考欄のとおりでございます。第 12 節「役務費」は、建物・自動車の保険料、電話代等で 780,713 円を支出しました。第 13 節「委託料」は、中山および日夏投棄場の浸出水処理施設の維持管理、設備の法定点検、法令・公害防止協定に基づく水質検査等に関し、必要となる業務委託を行いまして 33,456,621 円を支出しました。内訳は、備考欄のとおりでございます。13 ページをお開き願います。第 14 節「使用料及び賃借料」は、中山投棄場の覆土置場用地の借地料、浸出水・放流水等のデータ保存のための監視システムリース料等で 2,580,108 円を支出しました。第 15 節「工事請負費」は、中山投棄場の遮水シート保護工事、ガス抜き枠設置工事で 5,246,300 円を支出しました。なお、遮水シート保護工事について、施行面積を当初予算では 1,200 m<sup>2</sup>みておりましたが、ごみの搬入量の減少に伴い、設計時で 435 m<sup>2</sup>に規模を縮小したこと、また入札執行残に伴い、不要額が 4,503,700 円生じたものでございます。第 16 節「原材料費」は、覆土用の山土や碎石を購入し、1,182,500 円を支出しました。第 19 節「負担金補助及び交付金」は、県廃棄物適正管理協議会費で 10,000 円を支出しました。第 27 節「公課費」は、ダンプ 3 台分の自動車重量税として 144,600 円を支出しました。次に、第 2 目「塵芥焼却場費」は、3 月から新たに取組むこととなりました新しいごみ処理施設の建設等に係ります、建設推進室の運営に要する費用で、予算額 457,000 円に対しまして、430,400 円を支出しました。不要額は、26,600 円でございます。内訳としまして、第 18 節「備品購入費」のみですが、新たに組織されたことに伴う事務デスク、いす、書類ロッカー、デスクトップ型パソコンの購入で、430,400 円を支出しました。14 ページをお開き願います。次に、第 3 款「公債費」につきましては、平成 7 年度、8



年度、10年度、19年度、20年度に借入れを行いました、投棄場施設整備事業債にかかります、元金償還金で208,656,280円、利子償還金で17,298,587円、合わせまして225,954,867円を支出しました。なお、利子償還金で不要額が生じておりますのは、予算作成時には平成20年度債の利率が確定せず、見込利率により予算を計上しておりましたが、その後の利率の確定に伴い、不要額が生じたものでございます。次に、第4款「予備費」につきましては、第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」第1目「一般管理費」の、報償費、交際費、委託料へ、それぞれ備考欄に記載のとおり、合計で106,106円を充当いたしました。平成21年度2月議会で補正予算をお願いしておりますが、それまでに執行する必要があった経費に関して、予備費から充当したものでございます。

以上が、歳出の決算でありまして、予算額463,585,000円に対しまして、歳出総額447,128,620円で、執行率は96.45%でございました。

次に、15ページをお開き願います。実質収支に関する調書は、実質収支額が17,577,234円となりまして、平成22年度へ繰越をいたしております。16ページを、お開き願います。「財産に関する調書」であります、「公有財産」の「土地・建物」の状況は、前年度と変動はございません。17ページをお開き願います。「2物品」につきましては、50万円以上の物品（備品）の状況でございますが、歳入決算の財産売払収入でもご説明いたしましたが、中山投棄場の重機（小松バックホー）を入札により売却処分しましたので、この分（区分欄上から5つ目）が減少しております。その他は、前年度と変動はございません。「3基金」につきましては、決算年度（平成21年度）末の現在高は、財政調整基金12,235,573円、斎場施設整備基金46,329,019円、投棄場重機・施設整備基金50,032,794円、退職手当基金52,719,446円で、4つの基金の合計で、161,316,832円となり、前年度よりも14,334,196円の増加でございます。

以上が、平成21年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算でございます。

次に、平成21年度「主要施策の概要」について、ご報告いたします。1ページを、お開き願います。平成21年度決算額を、前年度の

決算額との比較をしている資料でございます。右から 2 欄目が節別の増減額でございます。歳出の決算額について分析いたしますと、同ページの中段以降ですが、第 2 款「衛生費」第 1 項「衛生管理費」第 1 目「一般管理費」におきまして、「給料」「職員手当」「共済費」の人件費、また「負担金補助及び交付金」につきまして、増加しております。これは、総務課長職が嘱託職員から正規職員の派遣となり、また 3 月から建設推進室が組織されたことが要因でございます。ただし、「賃金」につきましては、嘱託職員が減りましたので、減少しております。また、需用費の修繕料、ならびに備品購入費につきまして、事務局事務所の移転に伴い、増加いたしました。2 ページを、お開き願います。次に、第 2 項「保健衛生費」第 1 目「斎場管理費」におきましては、需用費の燃料費が灯油等の燃料費単価の減少に伴い 2,223,891 円の減少、修繕料が火葬炉の補修工事に伴い 3,580,878 円の増加となりました。また、第 3 項「清掃費」第 1 目「投棄場管理費」におきましては、需用費の修繕料が浸出水処理設備の修繕に伴い 6,954,173 円の増加しております。また、中山投棄場の浸出水対策工事の完了に伴い、平成 20 年度比では施工管理にかかる委託料が 4,408,844 円の減少、工事請負費が 36,789,610 円の減少となっております。また、第 2 目「塵芥焼却場費」におきましては、建設推進室が新たに組織されたことに伴う増加でございます。歳出の合計の決算額は、前年度決算額よりも、12,109,947 円、2.64%の減少となりました。3 ページを、お開き願います。平成 21 年度の紫雲苑（火葬場）の利用状況の資料でございます。合計欄にありますように、火葬等の取扱い件数で 2,515 件、使用料で 24,605,000 円の利用実績でございました。前年度と比較しますと、人体と動物を合わせた火葬件数は全体で 695 件減少となりました。これは彦根市からの減免動物の持込が 687 件減少したものです。なお、有料取扱いの金額では 667,000 円の減少となりました。4 ページを、お開き願います。平成 21 年度の紫雲苑（火葬場）の月別利用状況の資料でございます。人体の取扱平均は、月平均で 98 件、動物は、減免分を差引きますと 89 件でございます。なお、動物の減免におきまして、4 月、5 月が多くなっておりますのは、カワウ・カラス等駆除が含まれているものでございます。5 ページを、お開き願います。平成 21 年度の「人体」

の火葬取扱件数について、各市町別、月別で集計した資料でございます。6 ページを、お開き願います。平成 21 年度の動物を除いた「人体」の 1 日当たりの火葬件数の資料でございます。1 日当たり一番多く取扱いました火葬件数としては、10 件の取扱いの日が 1 日ございました。1 日当たり火葬取扱件数別では、4 件の取扱いが 75 日、次いで、2 件の取扱いが 66 日、3 件の取扱いが 57 日の順となっております。1 日当たりの火葬取扱件数の平均は 3.5 件となっております。7 ページを、お開き願います。平成 21 年度の「動物」の火葬取扱件数について、各市町別、月別で集計した資料でございます。8 ページを、お開き願います。平成 15 年度から平成 21 年度までの火葬件数の資料でございます。人体におきましては、平成 15 年度を除きますと、おおむね 1,100 件から 1,200 件までの取扱いとなっております。動物におきましては、減免を除く有料分の取扱件数の状況について、別の資料 10 ページで、グラフで表したものを添付しております。9 ページを、お開き願います。紫雲苑（火葬場）の管外利用の方の取扱いの資料でございます。平成 20 年度は 47 件、2,335,000 円でありましたが、平成 21 年度は 35 件、2,010,000 円に減少しておりますことから、差引き 325,000 円の減少となっております。なお、管内料金は 1 件 15,000 円ですが、管外料金は 60,000 円でございますので、取扱う件数の増減によりまして、使用料に大きく影響しております。11 ページを、お開き願います。平成 21 年度「中山投棄場」の利用状況の資料でございます。合計欄にありますように、台数で 5,848 台、搬入量で 3,846,210kg、使用料で 4,765,320 円の利用実績でございました。前年度に比較しますと、台数で 26 台減少、搬入量で 789,445kg 減少しております。また、搬入量の内、有料ごみも 25,175kg 減少しておりますので、使用料も 201,400 円減少しております。12 ページを、お開き願います。ごみの搬入量につきまして、種類別、各市町別、年度別で、平成 14 年度から 21 年度までの状況を集計した資料でございます。この状況につきまして、別の資料 13 ページに、各市町別・年度別にグラフで示しております。搬入量のピーク時が平成 14 年度ですが、その後は、年々凹凸はありますが、各市町のごみ減量化の取組により、搬入量が少なくなっている状況となっております。14 ページを、お開き願います。中山投棄場

の埋立実績の資料でございます。上段の表で、平成 21 年度末におけます埋立進行率は、63.31%であり、約 63%を埋立てた状況となっております。15 ページを、お開き願います。15 ページから 17 ページまでが、中山および日夏投棄場におけます水質検査等の結果でございます。放流水の検査結果につきましては、両投棄場とも、生活環境項目・健康項目・悪臭測定・ダイオキシン類のいずれも基準値をクリアしております。

18 ページを、お開き願います。各基金の平成 21 年度末現在高の資料でございます。先程の決算書のご説明でも申し上げましたが、平成 21 年度末での 4 つの基金の合計は 161,316,832 円でございます。前年度よりも 14,334,196 円の増加でございます。

19 ページを、お開き願います。地方債（借入金）の状況の資料でございます。平成 21 年度における地方債の借入れはございません。平成 21 年度末におけます借金の残高は、表の右欄でございますが 598,307,555 円でございます。なお、地方債の償還のピークは、平成 23 年度となるものでございます。

20 ページを、お開き願います。先程の決算書のご説明でも科目別でご説明いたしましたが、人件費にかかります内訳明細につきましてはの資料でございます。

最後に、21 ページから 25 ページにかけまして、修繕費、委託料、工事請負費、備品購入費にかかります内訳明細につきましてはの資料を添付させていただいております。

以上が、平成 21 年度の主要施策の概要でございます。よろしくご審議いただきますよう、お願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので発言を許します。8 番、今村恵美子さん。

今村議員 それでは、平成 21 年度一般会計歳入歳出決算書につきまして、先ほど総務課長より説明をいただきましたが、人件費の問題で一点を、一つ目は、事務局長職は、現在彦根の派遣で現職の方が来ていただいておりますけど、この予算議会のとときにその問題をお伺いしたときに、平成 4 年の確認書の関係でいくと、事務局長体制は、彦根が 4 年、犬上が 2 年ぶつというところで、OB 職員を該当する人をお願いしてきたという経緯がある中で、彦根の場合、今回 OB 職員がいなかったという説明だったんで

すね。先ほど、管理者の決算説明の中でも、当組合の財政においても節約をして、各市町の財政状況が厳しいなかでやってこられましたという最初の提案説明がありましたけれども、私もこれまで見てましたら、彦根のOB職員の方が局長になられた時もありましたし、甲良町のOB職員の方が局長をやっていた時もありました。で、現在、大塚局長がいらっしゃるんですけども、この確認書は、その当時、1市3町ですけどそういった中で、確認されてきたルールだと思うんですが、彦根市の場合は、今回の決算でこういった人件費の面では、当組合の人件費を抑制していくという立場に立ってOB職員を今後採用検討されているのか、2年現職の職員の派遣でやっておられますけども、その当時は該当者いなかったと、21年当初予算のときはおっしゃってましたけれども、彦根市が事務局長をちゃんとしていただく、4年間の…あと2年残ってますけれども、そういった該当は今後ちゃんとやっていただけるのか、という点についてを1点と、それから、当初予算議会の中には、契約についてもよりやっぱり競争性、透明性、そういったことを進めていくためには、条件付きの一般競争入札等も導入していただきたいということも提案させていただきましたが、あのときは、事務量がどのくらいかかるかのそういった等々の検討をしてからしてまいりたいというような答弁であったと思うんですけども、この決算の後の施策概要を見せていただきましたら随意契約と指名競争入札だけであったと思うんですが、そういった契約に関しても、経費節減もあります、やはり、自由競争と透明性、それから管内で公平な入札行為という形も含めて一定必要だと思うんですが、そういう検討は、どうされていたのか、その2点について、決算ですので説明をいただきたいと思います。お願いします。

総務課長  
議 長  
総務課長

議長。

総務課長。

事務局長職は、彦根市OB該当者は来年あるのか、のご質問につきまして、お答えいたします。

まず、今村議員が4年と2年で彦根市が4年で各町から2年で回っていくサイクルで今おっしゃっていただいた、そのサイクルについては、総務課長職につきまして回っていくというものでございますので、それにつきましては、事務局長職でそういう形で進めていくという覚書、確認書があるものではございません。

これまで、事務局長職については、臨時職員としてのOB職員であった経過もございますが、現在においては、彦根市からの現職の職員派遣をお願いしているところでございます。このことは、当組合の事業が、紫雲苑と投棄場の適正な運営に加え、今後におきまして、さらに新しいごみ処理施設の建設等に取り組んでいく必要がある状況を踏まえますと、その職の重要性はさらに高くなると考えているものでございます。

このため、当組合としては、彦根市に限らず、構成1市4町のいずれかの団体からの現職の職員派遣をお願いしたいと考えております。しかし、いずれの構成市町におかれましても、厳しい人員の中から職員を派遣いただくこととなりますので、現職の職員派遣が困難な場合は、OB職員で適任者についても、検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

次に、各種契約について、一般競争入札の実施がされなかった理由の説明を、のご質問につきまして、お答えいたします。

契約の締結につきましては、以前の平成21年8月定例会でもお答えしておりますが、地方自治法では、一般競争入札が基本とされておりますが、地方自治法施行令第167条で指名競争入札によることができる場合、また、同法施行令第167条の2で随意契約ができる場合が、一般競争入札の例外規定として設けられております。

このため、当組合におきましては、火葬場および廃棄物処理施設という特殊性を持った施設を維持管理しておりますことから、紫雲苑の火葬炉および投棄場の浸出水処理設備に関する修繕工事に関しましては、高度な技術、経験、実績等を必要とすることから随意契約の方法により、それ以外の工事や委託業務に関しましては、相手方の技術等の能力を選定することができる指名競争入札の方法により、また50万円未満のものに関しましては、随意契約の方法により、適正に対応しているものでございます。

また、一般競争入札の導入につきましては、当組合におきましては、これまでは、広く一般に周知する手段となるホームページが開設されておらず、十分な周知が確保できない状況であったことから、導入できておりませんでした。本年度の平成22年度中において、ホームページを開設する予定をしております。このため、今後におきましては、火葬場および廃棄物処理施設の特異性などを考慮し、地方自治法施行令第167条の5の規定により「一般競争入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、

契約の種類及び金額に応じて、工事の実績等を要件とする資格を定めることができる。」とされております「条件付き一般競争入札」につきまして、その導入に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

議長 再質疑ありますか。

今村議員 はい、議長。

議長 8番。

今村議員 先ほど、職員の事務局長は、対象としてこの範ちゅうに入らないと、OB職の範ちゅうに入らないという説明ですよね。先ほどの総務課長のお話ですと。ですけど、これまでの経過を見てますとね、1市3町から総務課長職も、OB職員も2年間おられましたし、今の体制は、彦根の現職の方が事務局長、それから総務課長そして準備室の室長と、普通に管理職の方が3名いらっしゃるんですけどね、この当初予算のときにもえらく上がっているけど、と質問させていただいたと思うんです。重要な仕事だということはわかりますけれども、1市4町の中からそういった現職職員の派遣が公正に行われていけば問題ないと思うんですけど、今の現状を見ていると、彦根市に私は偏っているなというように思うんです。彦根市から職員を派遣されるということは、その人件費は当組合の経常経費で落としていくわけですから、彦根市の人件費の経常経費は下りますよね。だから彦根市にとっては、すごく有能な職員をこちらに取られるという意識もあるかも知れませんが、反面その分経常経費としての人件費の支出が抑えられるわけです。だからそれは、1市4町においても同じことだと思うんですよ。みんな負担金を払ってますのでね、その中に全部人件費が含まれているわけです。ですからやはり公正としては、1市4町にやはり公平に配分していくやり方でのほうが、私は当たり前でないかなと思うんですけども。そういう点では、今のお話では、そういうことが見えてこないんですが、その点に関して管理者はどのように、彦根市に関して言えば、財政が一番厳しいですから、実質公債比率も高いですし、そういう財政状況の厳しさがよく聞こえていますけど、やはり共同で運営する一部事務組合なので、そういった面では、1市4町が対等、平等な関係で共同運営するという姿勢を貫いていただきたいと思うんですけども、そういった点ではどのようにお考えおられるのか再度答えていただきたい。入札の件については、それで結構です。

松田副管理者 議長。

議長 松田副管理者。

松田副管理者 いくつかご質問いただいておりますが、これまで OB 職員で対応してきた経過もございますが、OB 職員が 2 年 3 年ともたないというのが現状でございます。今回事務局長に現職を送りましたのもそういう状況の中で、3 町と協議をしたうえで送らせていただいているものでございます。彦根市といたしましては、人件費を助けていただいているという考え方は全く持っておりません。その人件費というよりも、その限られた抑制、数を減らしました職員の中で、3 人 4 人と送り出すことの方が人事当局としては、非常に頭の痛いところでありまして、その辺は十分にご認識いただきたいと思っております。もうひとつ現職を送りますのは、先ほど言いましたように非常に難しい問題に対応いただくときに、いわゆる職務命令という形で行っていただかないともたないというのがございます。我々も職務命令を出して、送っている限りは、それをバックアップするという事は非常に心を使っているわけでございます。議員ご指摘の各町から出せるという状況でしたら、彦根市としては、派遣をやめさせていただいて、各町にお願いするという事になりますが、各町長さんのご判断になるかと思っております。先ほど言いましたように、非常に厳しい、今日までもなかなか厳しい運営状況がございました。これからも、大きな課題に対応していく事務局でございます。議会も持ちながら、事業を展開し、いろいろな状況の中でやっていかないといけない議会の重さというものがあるわけでございます。それなりに市町なりバックアップし、また、それを助けていく体制をとりながら職員派遣という、とても、我々の今までの経験から行きますと OB に少し頼むという形で賄えるという状況でないという考え方から現職を送っております。現職であるべきだと考えております。それは、誰が来るかは、また町長さんとも協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

議長 再々質疑ありますか。

今村議員 はい。

議長 8 番。

今村議員 ただ今、副管理者の方から OB 職員では 2 年 3 年ともたないと、非常に仕事がむずかしい内容に入っていると、いう説明をいただいて彦根市としても、そういったことを苦慮してやっているんだという説明なんです



けども、私は、この一部事務組合としての財政運営という形で考えていくとたしかに彦根市に今まで大きな人的負担もお願いしたり、財政的にも負担金の割合から言えば、金額は高いですけど、事業としては、各 1 市 3 町、4 町を含めて共同で同じ生活にかかわる身近な葬祭事業やごみ処分事業といったことを共同でやっているわけですから、課題はどの市も町も一緒だと思うんです。そういった面では、職員構成についても、互いにそういったことも配慮し合って、出し合っていくことは、私は不可能でないと思うんですけれども、そういった面で、私は、今の職員については、公正さは欠いていると思いますけど、その点について今後、管理局、管理者等もっと検討いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 松田副管理者。

松田副管理者 先ほど申し上げましたように、現職でないと、という部分は私どもが考えておることでございます。市から出すのか町から出すのか、町長や管理者、首長さんのお考えでございます。彦根市だけが出すという考え方ではございません。その話し合いの中で決めていくことになると思います。

議 長 他に質疑はありませんか。

—なしの声—

議 長 質疑なしと認めます。以上で議案第 10 号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 討論なしと認め、討論を終結いたします。これより、採決を行います。

議案第 10 号「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定」について原案のとおり認定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第 10 号「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定」については原案のとおり可決されました。

#### 【議案第 11 号上程】

議 長 日程第 5、議案第 11 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する

る条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管 理 者 議案第 11 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、ご説明いたします。

お手元の議案書綴りの 1 ページの議案第 11 号 改正条例案、および 2 ページから 3 ページの「条例改正概要書」を参照しいただきたいと思えます。超過勤務手当の算出に当たりましては、現行では、勤務 1 時間当たりの給与額の算出をする際の基礎額は、給料の基本給とそれに対する地域手当の額を合計したものとしていたわけでございます。ところが、当組合の条例は、労働基準法の規定からして、正しく運用されていなかったことが明らかになりましたことから、改正を行うものがございます。改正案ですが、いま申し上げましたように給料の基本給とそれに対する地域手当の額に、さらに月額の特種勤務手当の額を加えた額を基礎額とすることに改正するものです。

この改正に当たっては、付則において、職員労働組合から申し出のあった平成 22 年 1 月 12 日から 2 年間遡及し、平成 20 年 1 月 12 日から適用するものとしています。

なお、この改正に伴い、月額の特種勤務手当（火葬業務手当）の支給されていた職員 3 人が対象となり、平成 20 年 1 月 12 日から本年 8 月までの超過勤務手当に関しまして、差額の追加支給が生じることとなりますので、この予算措置に関しては、この後の「補正予算」において提案させていただくものとしております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議 長 これより、議案第 11 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

—なしの声—

議 長 質疑なしと認めます。以上で議案第 11 号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議 長 討論なしと認めます。よって討論を終結いたします。これより、採決を行います。

議案第 11 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

一起立者 全員一

はい、ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第11号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」は原案のとおり可決されました。

【議案第12号上程】

議長 日程第6、議案第12号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管理者 議案第12号「彦根犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について、ご説明いたします。これについては、議案書綴りの4ページ、5ページをご参照いただきたいと思います。これまで、月額で支給しておりました特殊勤務手当のうち火葬業務手当に関しまして、月額での定額支給を見直し、実績に応じた1件当たりの支給に改正するものです。

これは、特殊勤務手当につきましては、特に考慮すべき勤務の実績に応じて支給することが原則であり、この点について見直しを行うものです。なお、1件当たりの額につきましては、これまでの月額59,000円をベースに、火葬業務に従事する職員の勤務実績で割り戻した額として、1件720円にするものでございます。

なお、この改正により、給与条例の改正にありました「特殊勤務手当に係る超過勤務手当の算定基礎額への算入」に関しましては、月額の特殊勤務手当のみが対象となっておりますので、算入から除外されることとなります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておりますので発言を許します。8番、今村恵美子さん。

今村議員 議案第12号の火葬業務手当なんですけれども、この改正はこの月額59,000円を1件につき720円というので、これは、火葬業務者に対するあれなんで3名の方に対してだとわかるのですが、その説明、概要書の中で、第3条の上の方に火葬業務において、斎場事務に従事する職員には、1日500円をとあるんですが、斎場事務というのは、どの人を対象とされているのか参考に、事務所もこちらに移転しましたけれども、ど

ういう形で運用がされていたのか説明をお願いします。

総務課長  
議 長  
総務課長

議長。

総務課長。

火葬業務手当の改正に関するご質問につきまして、お答えいたします。

火葬業務手当に関しまして、斎場事務に従事する職員は、事務所受付事務が対象で、対象者は1名、火葬業務に従事する職員は、火葬現場に従事する職員が対象で、対象者は3名でございます。

今回の改正に関しましては、火葬業務として火葬現場に従事する職員3名が対象となりますが、現行と改正後で対象者が変わるものではなく、特殊勤務手当の支給の趣旨として、特に考慮すべき勤務の実績に応じて支給することが原則でありますことから、職員労働組合との交渉を経て、月額での定額支給を見直し、実績件数を踏まえた1件当たりの支給に改めるものでございますので、ご理解をお願いします。

議 長  
今村議員  
議 長  
松本議員  
議 長  
松本議員

よろしいですか。

はい、結構です。

他に質疑ありませんか。

議長、松本です。16番。

16番。

火葬について、3名の方が従事されているんですけど、どういうんですかね1死体について何名の方が従事されておるのか、3名とも従事されているのか、それによって同じ職場におっても、その火葬に従事される方だけ出て、担当者の方一人だけ出て、後の2名は出ないとか。ちょっと、私が質問をしたいのは、火葬事務に従事する人には1日500円が付いているのに、そのたまたまその日1件の人が来て1名の方が従事されるんですしたら、2名の方は、出勤されても何も手当がつかないとなりますが、その辺はどのようにお考えになっておられるかよろしく申し上げます。

総務課長

ただ今のご質問いただきました件でございますが、受付事務といたしましては、事務所の方での受付に限るものでございまして、3名と先ほどから申し上げております火葬現場に従事する職員、こちらが、火葬に来られた場合に、霊柩車の受付から告別室にご案内させていただいて炉の方に案内、また最終収骨をしていただくまで、その一連の作業を3名の職員がすべて分担してやっておりますの、すべて3人は対象になって

くるというものでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 よろしいですか。

松本議員 結構です。

議長 他にありませんか。

西澤議員 はい。6番。

議長 6番。

西澤議員 この改正についての、労使協議の経緯とですね、それからの労働組合との合意の件について、経過それから結果についての質問をさせていただき、どういう状況だったかお答え、説明願いますでしょうか。

議長 総務課長。

総務課長 ただ今の労使協議の件でございますが、これにつきましては、職員労働組合が3名の職員によりまして結成されております。そのため、こちらの労働組合の方と協議をさせていただいたというものでございますが、経過につきましては、1月の22日に火葬業務手当が、先ほどの話で超過勤務手当の基礎額に含まれていないという申し出があって、それ以降、4月22日に副管理者にも同席をいただきて協議をいたしておりますし、それ以降につきましても複数回、労働組合とは交渉をいたしております。その中で現在、月額で59,000円となっておりますが、それを1件当たりに改正するに際しては、当然、現在59,000円をもらっているのに1件当たりで見直した際に月額の収入でひどく落ち込んでしまうという状況であれば、当然、職員としても生活にかかわるといこともございましたので、現状59,000円をだいたい3人が勤務する実績で割戻たら、720円という数字になりまして、720円とした場合に逆にいえば、それぞれ3人が、月平均取り扱っている件数をかけ合わせますとだいたい月59,000円程度になると、そういうことでこちらの方が提案して、合意を労働組合の方としたものでございます。

西澤議員 議長。

議長 6番。

西澤議員 私も含めまして、労働者の改善の待遇に、待遇の改善については、労使の協議に委ねるという立場をとりたいものでありますが、労働組合の方から、滋賀県の労働委員会の方にあっせん書が提出されていることはご存じだと思いますが、それを見ますと先ほどいいました、答弁されましたように合意がされてないというように、この申請書では、一方通行

でされたというように申請書に書かれていますが、その点については、まず労働委員会のあっせん、つまり労使の合意がなされていないんだというように私ども、この書類を見ますと認識するんですが、いま労使の合意がされた労働組合も、制度変更ですよ、月額から件額にかわるわけですから、その点についても合意がされた、で金額についても合意がされた、ですから議案として議会に提出されてきたというように見るんですけども、一方、申請書が労働委員会に出されていますので、その点ではどうなのかというのを、再度お願いしたいのと、それから申請書がすでに8月の17日に出ておりますので、労働委員会からの事情聴取や、それからあっせんですので話し合いが、直接の話し合いではないと思いますが、労働委員会を介しての話し合いですが、その経過がされていると思いますが、今後の成り行きをどのようにされるおつもりかという点でお聞きします。

議長 総務課長。

総務課長 いまほどのようなご質問でございますが、まず労働委員会からのあっせんにつきましては、こちらの方に昨日24日、滋賀県労働委員から2名の職員がお越しになって事情聴取といたしますか、こちらのどういう状況であったかという状況の確認をされました。それについては、私と事務局長が対応させていただきました。その中で、労働組合からどのような申し出があったという内容は、あっせん申請書を見せていただいておりますし、内容については理解しておるつもりでございますが、今ほど合意と申しあげましたように、1件720円として議会に提案するということについては、当然、労働組合とも幾度も交渉を重ねてきて、労働組合の合意を、こちらの方としては得られているものと当然解釈してこの議会上げさせていただいております。ただ、あっせんという申請が出たことについては、こちらでも少し戸惑っておる部分もありますが、内容を見せていただきましたら、月額の支給から1件当たりの支給に見直すことを行った場合に、月額であれば、超過勤務手当を算入する基礎額に、月額であれば含まれる、しかし1件当たりの支給にした場合には、超過勤務手当の算定の基礎額から外れる、こういう取扱いになるものでございます。それについては、労働組合ともよく話して、そこについて法的な判例はございません。月額の場合は、含めなければならないという判例はございますが、1件当たりにした場合には、含めなければならないという

いう判例はございません。また、県の方にも照会を行いまして、これについては、多くの自治体、また県内の自治体でも含めていないという実態もございますので、滋賀県の見解として含めないということで指導をこちらもいただいております。その結果として、労働組合には、含めるかどうかについては、裁判をしていただく以外はないと。ただし、今回改正するということについては、720円で合意して提案させてもらうことについては、合意して了解を得ていると解釈しておりますので、そういう見解でございます。

議長 他に質疑ありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第12号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

西澤議員 議長。

議長 はい、6番。

西澤議員 先ほど、質問いたしました労使の合意という一点についてであります。私どもは、労働者の待遇の問題については、あくまで労働組合、ないしは労働組合に代わるもの労働者との協議を経て、提案されてくるべきものであると思います。当局者が、この申請書を見ますと、何回か話し合いをされていまして、対応をされてきている点については、理解できますし、評価できる部分もあるというように思います。しかし、労働組合のほうから最終的に法的な手続きで労働員会にあっせんを出されている、しかもその文章を見ますと、金額の点は触れませんが一方的に押し切ったものと、つまり合意をしていないのに押し切ったものというように申請書が出されています。そういう点でも、今後の話し合いが、まだ継続中というように私ども、この書類を見る限り思いますし、話し合いの結果から、また11号議案の提案の状況からみてもですね。今年の1月になってからの話し合いがされている。ということで、十分に話し合いをすれば合意に至るものと、私どもも思いますし、議会に提案をされるという点では、労働組合との話し合い、もう一歩進められたのではないかなと思ひまして、この点に限ってですね、この12号議案については反対討論とさせていただきます。

議長 他に討論ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論をこれで終結いたします。これより、採決を行います。

議案第 12 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

一起立者 8 名一

ご着席願います。ありがとうございます。起立多数であります。よって、議案第 12 号「彦根愛知犬上広域行政組合職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案」は原案のとおり可決されました。

【議案第 13 号上程】

議長 日程第 7、議案第 13 号「彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管理者 議案第 13 号「平成 21 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第 2 号」の概要について、ご説明いたします。

当初予算総額 483,555 千円 に対しまして、歳入歳出それぞれ 16,077 千円を追加し、予算総額を 499,632 千円とするものでございます。

今回の補正の内容につきましては、歳入におきましては、前年度の決算に伴います実質収支額を繰越金に計上するものでございます。

歳出におきましては、給与条例の一部改正に伴います超過勤務手当の追加支給や、児童手当から子ども手当への制度改正に関連し、必要となります職員手当の増額をお願いするものでございます。

また、歳入の「繰越金」に計上した額から、歳出所要額を差し引きました残額については、「財政調整基金」への積立てをさせていただくものでございます。

詳細につきましては、事務局から説明させますので、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長 続いて事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

総務課長 議案第 13 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算第 2 号」の詳細について、ご説明いたします。

1 ページをご覧ください。補正予算書の総括で、当初予算総額 483,555,000 円に対しまして、歳入歳出それぞれに 16,077,000 円を追加し、予算総額を 499,632,000 円とするものでございます。続いて、2



ページから3ページにつきましては、予算科目を「款」「項」別に記載しておりますが、詳細につきましては、4ページをご覧ください。まず「2歳入」につきましては、第5款「繰越金」第1項「繰越金」第1目「繰越金」第1節「前年度繰越金」に関しまして、平成21年度決算でも説明させていただきましたが、平成21年度からの繰越金（実質収支額）が17,577,000円ございましたので、当初予算において既に計上しております1,500,000円を差引きました16,077,000円を、今回の補正予算に計上させていただくものでございます。次に「3歳出」につきましては、第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」に関し、まず、第1目「一般管理費」において、第3節「職員手当」に関しまして、ご説明いたします。次の5ページ「給与費明細書」をご覧ください。「(2)職員手当の内訳」に記載しておりますが、昨年度の予算作成時において、派遣職員の職員手当は、人事異動の関係から、ある程度の概算で見積もっておりましたが、今回の補正において、4月の人事配置に伴い確定しております状況で所用額を精査し、管理職手当で536,000円の減額、地域手当で44,000円の現額、通勤手当31,000円の増額となり、次に、超過勤務手当の欄について、先ほどの給与条例の一部改正に関連し、超過勤務手当の算出に当たり、算出基礎額の増加に伴い、追加支給する必要が生じる超過勤務手当について、職員労働組合から指摘のあった平成22年1月12日から2年間遡及し、支給するものとして、人事配置に伴う精査と併せて、3,319,000円を増額計上しております。期末勤勉手当は人事配置に伴う精査により966,000円の減額、扶養手当については618,000円の増額です。次に、児童手当、子ども手当に関しては、児童手当から子ども手当への制度改正に伴い、児童手当は6月に支給した2か月分（2月・3月）分のみが対象で585,000円の減額となりますが、以降は子ども手当となり、対象児童は18人で、2,327,000円の増額となり、職員手当の全体で、4,164,000円の増額をお願いするものです。また、4ページにお戻りいただき、3歳出の第2款「衛生費」第1項「衛生管理費」の第2目「財政調整基金」において、歳入の「繰越金」に補正計上した額から、職員手当での歳出の所要額を差し引きました残額の11,913,000円について、「財政調整基金会計」への積立てをさせていただくものでございます。なお、各構成団体にご負担をお願いしております「負担金」に変更はございません。

以上、補正予算案の説明とさせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 これより、議案第 13 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第 13 号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論をこれで終結いたします。これより、採決を行います。

議案第 13 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）」を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

ご着席願います。ありがとうございます。起立全員であります。よって、議案第 13 号「平成 22 年度彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）」は原案のとおり可決されました。

#### 【議案第 14 号上程】

議長 日程第 8、議案第 14 号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。提案者の説明を求めます。

管理者 議案第 14 号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき議決を求めることについて」、ご説明いたします。議案書綴りの 6 ページから 7 ページをご参照ください。

監査委員のうち、識見を有する者として選任しております、上田 登 崑子（うえだ としこ）さんについて、4 年間の任期が、本年 8 月 31 日をもって満了となります。

上田氏は、平成 18 年 9 月 1 日から監査委員をお願いしておりますが、識見を有する者として、財務管理や事業の経営管理、また行政運営等に関する知識が豊富で、熱意を持って監査業務に従事していただいております。

つきましては、引き続き、上田氏を監査委員の識見を有する者として

選任することについて、同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

議長 これより、議案第14号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で議案第14号に対する質疑を終結いたします。これより、討論を行います。討論は、ありますか。

—なしの声—

議長 討論なしと認め、討論をこれで終結いたします。これより、採決を行います。

議案第14号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めること」について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 全員—

議長 ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第14号「彦根愛知犬上広域行政組合監査委員の選任につき同意を求めること」については原案のとおり可決されました。

#### 【追加日程】

議長 田島議員から、4人の賛同者とともに、会議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案」の議案が追加提出されています。

お諮りします。会議案第3号を日程に追加し、追加日程第9として、議題とすることにご異議ありませんか。

—なしの声—

議長 異議なしと認めます。

よって、会議案第3号を日程に追加し、追加日程第9として、議題とすることに決定しました。

#### 【会議案第3号】

議長 追加日程第9、会議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案」を議題といたします。

提案者の説明をお願いします。田島議員。

田島議員 会議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案」について、提案者を代表して提案説明いたします。

彦根愛知犬上広域行政組合において、平成22年3月から新たに新しいごみ処理施設の設置および管理運営に関する事務を愛荘町も加わり1市4町で共同処理することとなり、組合名称も変更になりました。

当組合議会におきましても、今まで以上に議会での議論も活発化が予測され、議会運営のよりの確な対応が必然的に求められるとの思いから、議長、副議長に加え、1市4町の議会から選出された7名の組合議員により、組合議会会議規則の必要な改正について検討を行い、一定のまとめをいたしましたので、今回検討した議員を代表して私が組合議会会議規則の一部改正について提案説明をするものです。

まず、簡潔で速やかな議会運営を図るため、平成17年8月当組合議定会定例会で合意され運用されてきました発言事前通告について、当組合議会会議規則に明記することで検討いたしました。

議案の質疑につきましては、発言の事前通告を前提に、提出議案については当局も一定資料を準備していますことから、通告しない者の発言についての規定も設けることとしました。

また、定例会における一般質問については、当局の的確な答弁を求めるには準備も必要であり、構成1市4町の議会会議規則においても発言通告書規定が設けられていますことから、発言通告書を議会会議規則に明記することとしました。

次に当議会の運営においても今後は、協議または調整を行うための場が必要であるとの観点から、地方自治法第100条第12号の規定に基づき、組合議員9名で構成する、議会の運営に関する協議または調整を行うことを目的とした「議会運営代表者会議」と、組合全議員で構成し、定例会および臨時会における提出予定議案等の概要について、必要に応じて理事者側から説明を受けるとともに、議会の運営に関し、議員間の意見の調整を図るほか、行政上の重要な課題について協議調整を行うことを目的とした「全員協議会」の設置規定を新たに議会会議規則第35条で明記することとしました。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありますか。

松本議員 はい、16番。

議長 16 番。

松本議員 さきほどより、全員協議会において内容はお聞きし、納得したけれど、田島議員さんがこの広域行政組合の議員として資格は、いつから発生したものでありましょか。事前に資格あって議論に参画されたものか、また、休み時間なく議会が進められているのに、いつの間に提案者に署名されたのか、そういう署名する時間も私は当然ないと思うんですが。その点についてのコメントをよろしくお願ひしたいことと、もう一点聞きたいのは、新しいごみ処理施設の設置というのは、どういふごみの処理施設をおっしやっているのか、それについてお聞かせください。

議長 暫時休憩とします。

《暫時休憩 15:58～16:03》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 10 番、田島議員。

田島議員 先ほどの松本議員の質問にお答えをさせていただきます。

わたくしの就任につきましては、彦根市議会の 5 月 20 日臨時会におきまして、その旨を承認いただきまして、議長から管理者の方に報告をされておりますのでご理解をお願いします。

それから、もう 1 点の新しいごみ処理施設の問題につきましての今回の規則の中に組み入れましたのは、これもそれぞれの各議会におきましてご了解いただいておりますように、新しいごみ処理施設（関係市町が共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設）の設置および管理運営に関する事務。こういったものを検討の中に入れるということでしたので、それぞれ規約の改正の説明の中にございましたので、そういったことを踏まえまして今回の規則の中にも入れさせていただいたということで、ご理解いただきたいと思ひます。

松本議員 16 番。

議長 16 番。

松本議員 彦根市議会において、いろいろと議員の選出、広域議会に議員として選出するということは、聞き及んでいるんですけど、この広域議会においてですね、1 市 4 町での議員で構成されておりますので、この場で承認されてはじめて、わたしは議員になると認識しております。その点について、なお話を聞きたいと思ひますのと、先ほどから新しいごみ処理施設の設置についてということで、ごみ処理施設というのは、焼却施設

ならびに付帯施設、付帯施設というのは、熱の再利用ならびに、よそを見に行きますと、温水プールとか熱帯の植物園とかリサイクルとか、そういったいろんな付帯施設があるんですけど、ごみ処理施設設置というのは、焼却炉本体のことだけを言っているのか、どの辺を含めた付帯設備が入っているのか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

議長 暫時休憩とします。

《暫時休憩 16:05～16:07》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この議題にかかわっては、わたくし議長が発言すべき筋合いではありませんけれども、特に彦根の議員と彦根からの選出議員として、そういう質問をしていただいておりますので言いますが、先も田島議員から答弁をいただきましたように彦根市議会では5月の20日に選出をいただきました。そのことで、この組合議員としては効力を発しておりますので、そのことは明確にその日からであります。今日は議会で、新たに変わっていただいた議員さんの紹介をしたわけでございますので、先ほどの議員の質問については、そういうことで理解を求めたいと思いますのでよろしくお願ひします。それから、新しい組織の問題で、広域ごみの問題が言われておりますが、これは、もうこの組合議会が、この広域ごみも担当するというので、それも各市町の議会でも、その内容も含めた条例に、採決がとられたわけでありまして、その時点からおこっておりますので。それも今のご質問には一応、お答えしますが、そういう対応でございますのでご理解願いたいと思います。

議長 ほかに質疑はありませんか。

松本議員 広域ごみ処理施設は、どの辺まで含めておっしゃっているのか聞きたい。

議長 暫時休憩します

《暫時休憩 16:11～16:14》

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

田島議員 議長。

議長 田島議員。

田島議員 ただ今の松本議員の再質問で、新しいごみ処理施設はどういうものであるかという質問であったかと思いますが、このことにつきましては、現在、どういうものを施設として考えるかというところまでは決まって

おりませんけども、松本議員が先ほどおっしゃいましたように焼却施設から、それに付帯するいろんな施設、そういったものも含めて、そういったものの事務というものを、その施設の設置そういったことを含めていろいろ検討しなければならないというようなことから、今回の規則によりまして、そういったことが検討できると思いますか、いろいろと議論ができるということを限定しましての一部改正でございますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

—なしの声—

議長 質疑なしと認めます。以上で会議案第3号に対する質疑を終結いたします。これより討論を行います。討論はありませんか。

議長 6番。

西澤(伸)議員 6番、西澤です。

今回の改正案について、賛成討論を行います。今回、事前の発言通告書の位置づけがされたことであります。一つは、通告していない者についての位置づけ、それから討論での通告制を取らないことについて、それから二点目は一般質問についての位置づけがなされたことであります。三点目は議会運営の代表者会議、および、全員協議会の位置づけがされたことあります。これをもって議会がこの改正の理由にもありますように、ごみ処理施設、これをどういうものにしていくか、そして、この地域でのごみ処理の問題をどういうふうにして解決していくかということでの議会の大きな討論が必要となってくると思ひまして、その点でも議員の皆さんが、質疑、討論を活発にされることを希望しまして、賛成討論とするものであります。

議長 ほかに討論ありませんか。

—なしの声—

議長 討論なしと認めます。討論をこれで終結いたします。これより採決を行います。

会議案第3号「彦根愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案」について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

—起立者 多数(10人)—

議長 ご着席ください。起立多数であります。よって、会議案第3号「彦根

愛知犬上広域行政組合議会会議規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

議長 次に、定例会でもありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。通告書が出ておりますので、発言を許します。

8番、今村恵美子さん。

今村議員 それでは3点について一般質問をさせていただきます。

1点目、当組合条例の負担金分担金の均等割りの見直しをしていただきたいということで。この組合では平成12年に負担金分担金の均等割20%、人口割80%というのが条例化されているんですが、均等割りの20%は居住する自治体によって、住民の一人当たりの負担額が非常に差があるということが先の臨時議会の時の総務課長の答弁でも明らかになりました。たとえば斎場の管理分については、彦根市民でしたら一人当たり400円が、豊郷町は790円、甲良町は755円、多賀町では752円という金額になりますし、投棄場管理分につきましても彦根市では一人当たり716円が豊郷町では1,896円、甲良町につきましても1,824円、多賀町につきましても1,824円という金額です。また、新しく追加されました建設推進室分につきましても、彦根市の一人当たりが233円、愛荘町では303円、豊郷町では444円、甲良町につきましても424円、多賀町においては423円というふうに算出をしていただいたんですけど、やはり、当組合管内で住民一人当たりの負担というのはいずれも同一サービスですからね、当然負担も同一負担にしていくのが本来の姿ではないかと思うんです。ですから、大きな市にとっては均等割の20%というのは、一人当たりに対しては薄められ負担が少なくなります。人口の少ない自治体にとりましても、均等割の20%というのは一人当たりにしたら、非常に大きな負担になるという実態がありますので、私はやはり、そういった同一負担、同一サービス、こういったことがやはり憲法でいうところのナショナル-ミニマムに通じる問題だと思うんです。ですから、そういった中で今日まで処理をされてこられましたけれども、一度、軽減をするということを含めて、見直しが必要ではないかと、改定が必要ではないかということで、理事者側の答弁をお願いしたいと思います。

続きまして、ここも複合的な事務組合になりまして、広域の可燃ごみ処理施設建設も事務事業として入ってまいりました。広域可燃ごみ処理



施設はごみの減量化、リサイクル化、CO2削減こういったことに逆行しない、さらに財政負担の軽減を柱にして検討を進めていただきたいと思います。今日、この前身の促進協というのがありますが、湖東広域の方で、湖東地域循環型社会形成推進地域計画策定、この業務委託は本年6月25日を契約変更で延長されたというのが、ホームページに書かれておりました、室長の方にも業務委託された地域計画の策定内容をお聞きしましたが、まだ、いま環境省の方で確認作業がなされているところです、ということでまだ、配布できませんというお話でしたけれども、特に申し上げたいのは、今、近年、滋賀県でもガス化熔融炉、24時間稼働のこういった高効率のごみ焼却施設を建設をしておりますが、ごみの減量化として考えますと、24時間稼働で燃やし続けるというのは、減量化になりませんし、またCO2削減の問題からみても逆行していますし、24時間稼働しているというのは非常に耐火煉瓦の劣化とか含めて、事故とかも全国的にけっこう起っております。ランニングコストも高いということが言われております。また、施設で焼却を24時間ずっとするというところで、大気中の汚染、また土壌の汚染、水銀汚染とかいろんな面で危険性を孕んでいる。住民の健康被害も高くなると考えます。そういった面で当組合の方では地域計画策定をもう今年度発表されるということなんです、その中で、焼却施設についてはどのように考えているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

3点目は紫雲苑についてでございますが、紫雲苑もずいぶん長年使っておりますが、あそこの待合室等の関係ですが、近年、葬式の形態もずいぶん変わってまいりましたので、あの広いスペースをもっと有効活用して、そこで火葬が終わるまで待機できるような、そういった要望のある住民については、待合室等の機能の充実、仮眠室を作ったりとか、なかにはシャワー室があるといいという人もいるかもしれませんが、そこで、やっぱり待機型で火葬が終わるまで待てるような施設の充実、こういったことも、今はあそこでじっとして待っておられる方は、帰る方もいらっしゃるかもしれませんが、これからは結構、病院から霊安室に来ているとかも以前お聞きしましたが、葬祭の形態も変わってきておりますので、それに対応する意味においても、受け入れるということで、もっと明るい待合室を作って、老朽化もしてきていますので改修を是非していただきたいと思います。その点についてはいかがでしょうか。

か。以上です。

総務課長  
議 長  
総務課長

はい。

総務課長。

まずはお尋ねいただきました第1点目、当組合条例の負担金分担金の均等割の見直しに関しましてお答えをいたします。

当組合の負担金は当組合負担金に関する条例に基づきまして、平成12年11月の組合設立当時から、均等割20%、人口割80%で各市町の負担割合を算定しているものでございます。また、分担金についても、地方債の借入時において関係市町で協議書を取り交わし、この均等割、人口割の負担割合を準用しております。

均等割につきましては、各市町の人口規模や利用量に関わらず、共通で負担すべき経費が発生すること、また、等しく事業に参加していることを踏まえ、一定相当額の20%を均等割としているものであります。

また、他の一部事務組合におきましても、割合比率は多少異なりますが、その多くが均等割と人口割の按分による負担金算定の手法を導入されている状況でありますことから、不公平な負担方式であるとは考えておらず、現在のところ見直しは考えておりませんので、ご理解をお願いいたします。

議 長  
宮本室長

建設推進室長。

次に、広域ごみ処理施設建設についてお答えいたします。

広域ごみ処理施設の建設は、滋賀県の一般廃棄物広域化計画によりまして、1市4町で湖東地域一般廃棄物処理広域化事業促進協議会を組織しましてリサイクルセンターとごみ焼却施設の整備を進めているところです。広域にごみを扱うことにより、効率よくごみの分別や資源化を行い、ごみの減量化を図った上で、最後にどうしても燃やさざるを得ないごみにつきまして、安定的に一定温度で燃焼できる連続炉で焼却処理をしていこうとするものでございます。

24時間運転可能な連続炉としましては、従来型のストーカ炉や流動床炉、さらには焼却灰の熔融まで行うガス化熔融炉などがございます。その規模は日処理量300トンを超える大型のものから25トン程度の小型の連続炉もございます。今後、ごみの減量化が進み、燃やさざるを得ないごみが減少することが考えられますが、それでも連続炉の導入は可能となっているところでございます。これらのごみ処理施設の建設にあたり

ましては、多額の経費が必要となりますことから、財政的負担の軽減を図るために、国の循環型社会形成推進交付金を活用していかなくてはなりません。このため、湖東地域のごみ処理施設建設事業の組合化が整いまして、事業主体が確立できましたことから、この地域計画を提出しようとするものでございます。

今日のごみ処理施設は、国においても熱エネルギー改修施設という位置づけがされ、地域計画の中でも発電効率または熱回収率が10%以上の施設の建設を求められているところでございます。24時間運転可能な連続炉で、安定した熱が供給されることにより可能となる発電や余熱利用は、貴重な化石エネルギー資源の使用抑制につながりまして、CO2削減対策の有効な手段とされているものでございます。また、それらを売却や利用することによりまして、ランニングコストの軽減も図れるものと考えているところでございます。

安全面におきましては、このような24時間運転可能な連続炉を導入することにより、安定的に完全燃焼が行えるとともに、その後の排ガスの温度管理が可能となりまして、ダイオキシン類等の有害物の発生が抑制できるものでございます。

今日、ごみ焼却施設は、公害の発生しない熱エネルギー回収施設へと変貌しているものの、いまだに迷惑施設というイメージを持たれている方々がおられるのも事実でございまして、どのようなごみ処理施設を建設しようとしているのかをお伝えし、ご理解していただくことも重要な職務であると認識しているところでございます。以上でございます。

議 長 紫雲苑場長。

堀田紫雲苑場長 紫雲苑場長堀田でございます。現在、紫雲苑におきましては、待ち合いロビーそれに和室が4室整備されており、十分に待ついただける施設としては、他の斎場と比較しても十分に兼ね備えられていると考えております。それと合わせまして、収骨までの時間は到着から約2時間をご利用いただくわけですが、パンフレット等で施設のご利用等の案内をしております。さきほど、葬儀の形態が従来の自宅葬から今では会館葬が主流となっておりますし、また、紫雲苑から近距離圏内に葬儀会場があることからほとんどが収骨の時間に合わせて改めて来苑いただいているところでございます。

また、平成21年度の決算の報告にもありましたように、人体の火葬件

数 1,178 件に対し、和室の利用件数は 9 件でございます。

いずれにいたしましても、供用開始から今日までの待合室の利用状況を踏まえますと、紫雲苑待合室の改修につきましては考えておりませんのでご理解願います。以上です。

議 長 続けてありますか。

今村議員 はい、8 番。

議 長 今村議員。

今村議員 この負担金、分担金の均等割の問題ですけれども、公平な負担方式だという答弁でしたけれども、現実的に一人頭にしますと 2 倍以上の格差が出たりそういったのがありますが、そのことを踏まえて、これは 1 市 4 町にとっては公平な負担だということで理事者側の方ではそう思われているんでしょうか。そのことを再度お聞きしたいと思います。

それから、焼却施設の問題ですが、この地域計画を作成するというこの内容としては地域の循環型社会を形成するための基本的な事項で計画の内容、施設の内容、廃棄物の処理をどういう目標で削減していくのか、循環型にしていくのか、そういった目標とかいろいろあるんですけれども、私、今回、もうとっくにそういう地域計画は作成されたと思っていましたので、その中身を教えてくださいということを申し上げましたら、まだ、コンサルからもらったヤツを国の方の確認をもらっているところだというお話だったんですが、少なくとも当組合が考えている発生抑制とか、再使用の推進、どういう施設整備を計画して、また、財政、どの位の起債を起こすのか、といったような促進協の基本計画の概要を見ていたら、だいたい 3 モデルあって、日量 150 t を可燃ごみ処理をする焼却施設の建設を目指しているとありましたが、その日量 150 t というのは、彦根と愛知、犬上の現実のごみ量よりも多いわけですけれども、それを本当に 100 t 位に削減して、循環型をやっていくという形の施設というものをどんなふう考えているのか。県は大型にして広域で大型の焼却施設を作るということを各市町村に提案しておりますけれども、その大型施設になれば一定の量が確保されなければ 24 時間燃焼はさせられないですね。ごみを減らせないのが大型焼却施設になっていくわけです。ですから、そういうことも含めて、やはり、せっかくの定例議会ですのでね、そういった中身については議員には、やはりあきらかにすべきじゃないかと思うんです。ですからその点について、さきほど室長

のほうからはランニングコストも軽減できるとおっしゃいますが、100億以上の建設コストで、相当な起債も60億位ですか、起こすんですよね。やはり、そういった面で、管内の住民にとっては大きな税負担を伴うものですので、その地域計画がほぼ出来ているのであれば、この場でも、議員に対してでも特に施設の内容とか施設整備に関する計画、年度計画、また、そういった減量化はどのようにやっていくのか、具体的な説明があつてしかるべきだと思うんですが、その点についてはどのように思っておられますでしょうか、説明してください。

それから紫雲苑のことですが、確かにスペースは広いんですが、利用があまりされないというのは、あそこにあまり滞在できる雰囲気がないですよ。私も何度か行きましたけれども、なんとなく暗いんですよ。なんかもっと雰囲気を変えるような、経費的な問題もありますけどね、そういったことも研究していただいて、これからは、帰らない人もずっと増えていくように思うんですね。親族の少ない人もいますし、待っておられる方もいますし、あの施設についてはあまり施設設備をあまりかけていないと思いますので、もう少し、皆さんが利用できるような待合室の状況を変えていくとか、研究していただきたいと思ってるんで今回提案させていただいているんですが、せっきくのスペースがあるのもったいないので、研究をお願いしたいと思います。答弁をお願いします。

議長 当議会の会議時間は彦根市議会会議規則の例により、午前9時から午後5時までであります。本日の会議時間は議事の都合により改めてこれを延長します。暫時休憩します。

《暫時休憩 16:40～16:47》

議長 休憩前に引き続き会議を行います。

村西副管理者 議長。

議長 村西副管理者。

村西副管理者 私の方からは負担金の問題についてちょっとお話いたします。

基本的にですね、こういった組合では均等割、人口割であるのが一般的でそうなっています。組合のみならず、色々な諸団体の負担でも、均等割あるいは人口割、あるいは使用量割ですか、そういう制度をとっているところが多い訳でございます。当然のことだと思います。特に均等割の考え方はですね、さっきの課長の回答がありましたように、共通的

な経費、これは、何の利用が無かっても事務所は持たなあかん、人件費も必要、そういったものについては大きくても小さくても均等にその経費をもっていくのは当たり前だと思います。たとえば各市町が独立した町として交付税措置があります。基準財政需要額、どんな町でも最小限度これだけは経費は必要ですという基準財政需要額という考え方もそうであります。これは大きくても小さくても、たとえば町が一人でも行う場合、いろいろな経費は最小限必要とこれは国が認めた制度でありまして、当然のことながら住民一人当たりの経費は、コスト高になってきます。こういう組合の負担についても、こういったことは我々としても当然負担するべきものであると思っております。

人口割の割合、均等割の割合についてはそれぞれの組合業務の性格にもよるところがあると思えます。この考え方は大事だと思っております。

それから、もう一点ごみ処理の施設の問題ですが、こういう大きな施設を作ったらごみをどんどん出そうというものでは決してありません。これは当然ですね、ごみの減量について、これは出した量に従って、市町は負担するわけですから、ごみの減量努力は一生懸命やっております。ですから、大きなごみ処理施設が出来たからといって、ごみをどんどん出すという考えは全くありません。減らして、負担を減らしていく、減らす努力は永久に続けていく覚悟でやっていきます。それでごみをどんどん減らしていくというように考えております。

議長 建設推進室長。

宮本室長 先ほどの今村議員の地域計画、あるいはごみの減量計画についての再質問でございますけれども、この地域計画とは正確には循環型社会形成推進交付金のための計画書でございますして、湖東地域の新しいごみ処理施設の建設事業は、交付金を活用して進めていくわけですが、この交付金を受ける場合に事前に提出が求められている計画書でございます。最終的には施設規模をお届けするというような主旨のものでございます。そういった計画書であります、なかなか提出するところに至っておりませんが、ようやく昨日申請を行ったところでございまして、また承認いただくまでには1ヶ月以上かかると思っております。また、内容につきましては確定しておりませんので、その内容につきまして承認されまして、確定されましたら、議員の皆様方に配布させていただきたいと思っております。

その内容でございますが、さきほど申し上げましたように、最終的にはその規模をお届けするというものでございますが交付金を受けるための計画書ということで、その規模に至ったというか至る減量化をどのようにしてその規模を求めたのかというような内容のものでございます。そういったことから、計画書の中にごみの減量化の方策というものを載せておるわけでございます。具体的にはですね、今後の減量化の計画で発生抑制の話とか、処理体制を今後どのようにしていくか、ということを書いております。発生抑制の中では、再使用の推進、ごみ処理使用の有料化の検討とか買い物袋の持参運動、あるいは過剰包装の抑制、ごみ環境教育の普及、啓発、さらには生ごみの減量化の方策とか集団回収とかいろいろと記載しているところでございます。そのような減量を進めた上で、地域計画の中で、平成 20 年度に策定いたしました基本構想の中でもその規模を述べているわけでございますけれども、今のところ 154 t クラスのごみ焼却施設と 53 t クラスのリサイクルセンターを計画しておるところでございます。ごみに関しては、連続炉をするためにごみを増やす感じで減量化に逆行しておるといようなご意見でございますが、基本構想の中で平成 20 年度の実績のごみ焼却量は彦根では年間 34,100 t、それから将来的に RDF の施設、4 町分の RDF の処理量、これも将来的には焼却にまわさざるを得ないごみとなってくると思いますが、それが 9,347 t、合計 43,447 t が平成 20 年度の実績で焼却対象ごみとなっております。基本構想の中ではこれらを、建設には 7、8 年要するわけですけれども、この間に 2,000 t 位減らそうということでございます。それ位であったら可能であろうと予測をしておるところでございます。そういった中で、その施設規模を取り上げますと可燃対象ごみが 41,466 t 位になりまして、それが計算しますと、だいたい 154 t 位の焼却炉が必要という計算をしておるところです。

先ほども申し上げましたように、連続炉を導入するからごみの減量化を控えているというようなことではなくて、リサイクルセンターによりまして、ごみを効率よく分別、資源化を行って減量化を図った上で出てきたごみについて、将来のごみを予測して適切な連続炉の導入をしようとするもので、どうかご理解のほどよろしく申し上げます。

議 長

紫雲苑場長。

堀田紫雲苑場長

さきほどの紫雲苑に対するご質問ですが、要望という形で受けさせて

いただきまして、他の施設等も参考しながら負担金等の算出に影響のない程度に、利用される方の希望に応えられるようにこれから研究していきたいと思っております。

議長 他にありますか。

今村議員 はい、8番。

議長 8番、今村議員。

今村議員 負担金の問題については村西副管理者から答弁はいただきましたが、経費として当然、必要な面は住民の人数には関係なく各自治体が持つのは当たり前だというお話ですけれども、私は均等割の20%というのが高いと思っているんです。だから、そういった面でやはりもっと見直しをすべきじゃないかなと私は思いますので、ぜひ、検討をお願いいたします。

それから、焼却施設の問題ですけど、平成20年で日量150tが焼却の目安で、リサイクルが53tということですが、これもやはりどう減らしていくのかというのが、さきほどの説明では非常に抽象的なお話だなと思ったんですが、具体的な減量化の数値目標は基本計画の中には入っていないのでしょうか。その点、最後ですけど教えてください。

議長 建設推進室長。

宮本室長 さきほど154tと申し上げましたのは、平成20年度に策定させていただきました基本構想、湖東地域広域ごみ処理施設整備基本構想の中で求めた数字でございます。地域計画、こちらのほうは交付金をいただくための計画書ですが、その辺につきましては、予測しました結果、同じように154t程度の焼却炉が必要ということで、今のところ申請段階ではその数字を使わせていただいております。まだ、内容的には承認されるまで内容は確定されませんので、将来、ごみの減量化がまだ緩いと、もっとごみを減らしなさいと国からありましたら、そこら辺は精査しまして変わる可能性もございますので、今のところ154tで申請をさせていただいております。

議長 他に質問はありませんか。

—なしの声—

議長 質問なしと認めます。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました議案はすべて議了い



たしました。これをもちまして平成 22 年 8 月彦根愛知犬上広域行政組合  
議会定例会を閉会いたします。皆様、長い時間ご苦勞様でした。

午後 5 時 00 分 閉会